

この講習会は、高知市屋外広告物条例に基づき、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関して必要な知識の修得を目的として開催します。

なお、高知市で屋外広告業を営もうとする場合は、高知市の登録を受けることが必要です。その場合は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。この講習会を修了された方は、業務主任者としての資格を得ることができます。

1 講習会の対象者

屋外広告業に従事している者、広告物等の管理者、又は、将来これらに従事しようとする者（高知市在住者に限らない）

2 講習会の日時

令和5年12月1日（金曜日） 9時 ～ 17時
※受付は、8時30分から

3 講習会の場所

高知市鷹匠町二丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎6階大会議室

4 講習科目

- (1) 広告物等に関する法令
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

5 日程

開始時刻	修了時刻	時間	講習科目
8:30	9:00		受付
9:00	9:10	10	開講式
9:10	11:00	110	広告物の施工に関する事項
		10	休憩
11:10	11:40	30	広告物等に関する関係法令（建築基準法）
11:40	12:00	20	広告物等に関する関係法令（道路法）
12:00	13:00	60	休憩
13:00	15:00	120	広告物等に関する関係法令 （屋外広告物法・高知市屋外広告物条例・同施行規則）
		10	休憩
15:10	16:50	100	広告物等の表示に関する事項
16:50	17:00	10	閉講式
			講習会修了証書の交付

6 受講申込手続

(1) 受講の申込先、受付期間及び受講定員

①申込先（持参若しくは郵送）

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 高知市役所本庁舎5階
高知市 都市計画課

②受付期間

令和5年10月5日（木曜日）から11月2日（木曜日）まで
※直接持参の場合は、土日及び祝日を除く、8時30分から17時15分まで
郵送の場合は、11月2日（木曜日）必着のこと

③受講定員 先着100名まで

(2) 受講申込書

受講申込書は、高知市都市計画課、高知県土木部都市計画課又は県内各土木事務所に備える所定の用紙を用いること
（高知市都市計画課ホームページからダウンロードできます）

(3) 受講手数料等

①手数料 3,400円

②納付方法

受講1回につき、3,400円に相当する高知市収入証紙を受講申込書の収入証紙貼付欄に貼り付け納付すること（収入証紙には消印をしないこと）

(4) 講習科目の一部免除

高知市屋外広告物条例施行規則第30条第2項の規定により、講習会における講習科目のうち、『広告物等の施工に関する事項』の受講の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを受講申込書に添えて提出すること

7 講習会修了証書の交付

講習会の全過程を修了した方には、講習会修了証書を交付します